



2019年5月29日

「後見制度支援預金」の創設について

株式会社広島銀行（頭取 部谷 俊雄）では、後見制度を利用しているお客さまや利用を検討されているお客さまに対して「後見制度支援預金」の取扱いを開始しますので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 目的

後見制度を利用しているお客さま（被後見人）の財産のうち、日常生活に必要な金銭とは別に普段使用しない金銭を「後見制度支援預金」で管理し、家庭裁判所の発行した「指示書」に基づく取引に限定（入金取引は除く）して取扱うことで、社会問題化している後見人による不正な預金の引き出しを防止し、お客さまの財産をお守りするものです。

2. 「後見制度支援預金」の概要

取 扱 店	全 店
対 象 預 金	貯蓄預金
利 用 対 象 者	後見人が選定されている成年被後見人または未成年被後見人で、家庭裁判所から後見制度支援預金の利用について「指示書」の交付を受けた方（保佐人・補助人・任意後見人は対象外）
口 座 開 設	「指示書」（家庭裁判所発行）に基づき開設
口 座 開 設 手 数 料	10,000 円（税抜）
入 金	制限なし ※給与、年金（財形年金含む）、配当金、公社債元利金の受取口座としての指定は不可 ※振込金の受入れは可能
支 払 ・ 解 約	「指示書」（家庭裁判所発行）に基づき支払・解約
キャッシュカード発行	不可
A T M 取 引	不可
口 座 振 替	口座振替の引落口座としての指定不可
定 額 送 金	「指示書」（家庭裁判所発行）がある場合は、定額送金が可能

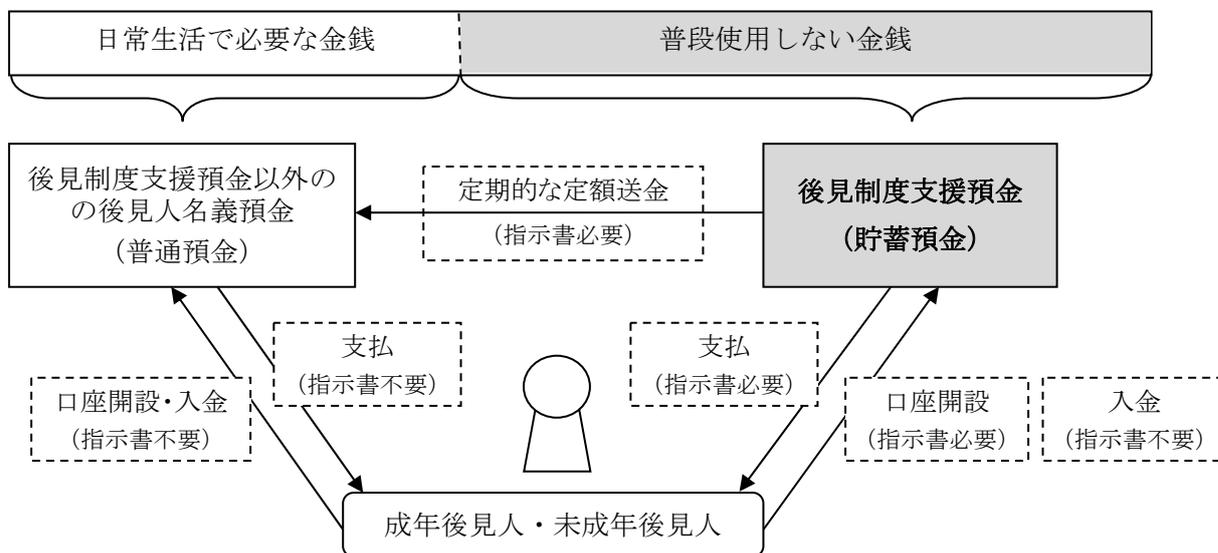
3. 取扱開始日

2019年6月3日（月）

以 上

本件に関するお問い合わせ先
株式会社広島銀行 事務統括部
Tel (082) 247-5151（代表）

〈参考〉



広島銀行では、SDGsへの取組みを強化しており、関連するニュースリリースに「SDGs17の目標アイコン」を明示しています。

【SDGs (Sustainable Development Goals) 持続可能な開発目標】
2015年9月に国連で採択された、経済・社会・環境のあり方についての2030年までの世界共通目標。
持続可能な開発のための17の目標と169のターゲットで構成。